

第 21 期第 14 回神奈川県内水面場管理委員会議事録

日 時 令和 4 年 4 月 20 日 (水) 午後 2 時 00 分から午後 2 時 30 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 9 階 「議会第 5 会議室」

議 題

1 報告事項

(1) 多摩川におけるしじみ承認に係る実施結果報告について (資料 1)

(2) コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限に係る委員会指示の公報登載について
(資料 2)

2 その他

(1) 令和 4 年度水産課予算の概要について (資料 3)

(2) 令和 4 年 7 月の委員会開催日程について

(3) その他

[参考資料]

①群馬県内水面漁場管理委員会指示 (参考資料 1)

②東京都内水面漁場管理委員会指示 (参考資料 2)

③埼玉県内水面漁場管理委員会指示 (参考資料 3)

出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 篠本 幸彦、萩原 季、平田 英二、本多 菊男
遊漁者委員 長塚 徳男、東 知憲
学識経験委員 安藤 隆、井貫 晴介、津谷 信一郎
- ・ 事務局 山本事務局長、川上事務局長代理、高安主査、上原主任主事
- ・ 県水産課 石黒水産振興担当課長、田島 GL, 井塚 GL、中川技師

議 事

山本事務局長

これより委員会を開催いたします。

委員の皆様のお出席状況ですが、本日は委員 10 名中 9 名の御出席をいただいております。漁業法第 145 条第 1 項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長よろしくお願いたします。

議長

それでは、ただいまから第 14 回の委員会を開会します。

(井貫会長)

本日の委員会におきましても会議時間を短縮するため、事前に事務局から資料が送付されておりますので、事務局、水産課からの資料説明は原則省略したいと思いますので、御協力をお願いします。

本日の議題ですが、報告事項が 2 件、その他となっております。それでは議事に入る前に本日の議事録署名人を指名させていただきます。津谷委員、安藤委員よろしくお願いたします。

両委員

(了 承)

議長

それでは議事に入ります。

まず、報告事項 1 の「多摩川におけるしじみ承認に係る実施結果報告について」ですが、補足説明はありますか。

議長

ないということで、何か御質問、御意見がありましたらお願いたします。

安藤委員

これ許可の時にもお聞きしたことに関連するのですが、この 2,029 個体で、今の 1,022.99 グラムですけれども、これはあくまでも許可した神奈川県水面の量ですか。

前の御説明だと、図面上も東京都の区域と神奈川の区域がはっきりしなくて、神奈川県側が許可した数量がどうなっているのかという話を少し触れたと思うのですが、その結果としてここに出ている数量は、神奈川県水面での採捕量になりますか。

事) 高安主査

報告いただきました内容については、申請者の方に確認いたしまして、この報告書に記載されているとおりの神奈川県管理水域での実績結果となっております。

安藤委員

分かりました。

議長

他に何かございますか。

ないようでしたら、この報告について了承ということでよろしゅうございますか。

委員一同
議長

(了 承)

では、了承することといたします。

続きまして報告事項2の「コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限に係る委員会指示の公報掲載について」ですが、本資料については事前送付に間に合わなかったということで、本日机上に配布されております資料2が該当資料になります。

これは3月の委員会で決定された指示について、4月15日付で公報に登載され、併せまして知事が定めたコイの持ち出し禁止水域も告示されたという報告でございますので、了承ということでよろしゅうございますね。

委員一同
議長

(了 承)

これに関しまして、前回の委員会でコイの持ち出しの禁止等の指示において出されておりました質問に対しまして、水産課、事務局から説明があるそうですので、よろしく申し上げます。

水) 中川技師

まず、水産課の方から前回の安藤委員からの御質問について、御回答させていただきます。

過去にコイヘルペスウイルス病が発生して解除になった釣り堀等について、連接一体を成していた川の扱いはどうなったのか、また、例えば個人の池で発生した場合にはどういう扱いになるのかと、そういった趣旨の御質問をいただいております。

まず、確認でございますけれども、委員会指示は知事が告示した水域に対して発出されますけれども、この水域とは県内の公共水面及びこれと連接一体を成す水面が対象となっております。委員から御質問のありました平成15年12月に初めてコイヘルペスウイルス病が発生した大和市の釣り堀につきましては、排水が引地川へ流れ出るという状況にありましたが、川からはコイが遡上できない構造になっていたことから、当時この水域については、公共水面等、連接一体を成していないものと判断をし、委員会指示の区域には指定しませんでした。そして、この約5か月後に引地川の本流におきまして、コイヘルペスウイルス病の発生が確認されたため、その時点で引地川の本流が委員会指示の区域に指定されております。

もちろんその際もこの釣り堀の区域については、委員会指示の区域の中には入っていません。

なお、この案件以外にもこれまで県内において、養殖場や工場敷地内の水槽でコイヘルペスウイルス病の発生が2件確認されておりますが、どちらも公共水面と連接一体を成す水面ではないことから、委員会指示の対象とは

なっておりません。また、以上の釣り堀等で発生した3件の事例におきましては、いずれも速やかにコイの処分と水槽の消毒が行われまして、持続的養殖生産確保法に基づいて清浄化が確認されてございます。

委員からもう一つ御質問のありました個人の池でコイヘルペスウイルス病が発生した場合につきましては、先ほどの持続的養殖生産確保法に基づいて、移動制限や消毒による清浄化等の防疫措置をとることとなっておりますが、先ほどの釣り堀の例と同様に公共水面と接続一体となっていないということから、個人の池については委員会指示の区域とはなりません。

水産課からの説明は以上になります。

事) 高安主査

続きまして、前回委員会の安藤委員からのもう一つの御質問に対して御説明いたします。本日机前にお配りしました資料2の神奈川県公報に指示内容が掲載されておりますので、こちらをご覧くださいと思います。

委員からは、3ページの指示の(2)のイの表現等について、「生死を問わず」とあるが、生きた状態で遺棄するということは、前段で記載している放流する場合と相違しないのではないかと、なぜこのような表現になっているのか。例えば「死骸を遺棄してはならない」とした方が分かりやすいのではないかと、との趣旨の御質問をいただきました。これにつきまして、この委員会指示発動当初の過去の議事録等を確認いたしましたところ、当時は全国で初めてコイヘルペスウイルス病が発生したコイが確認され、国の方としても早急に感染拡大防止を図る必要に迫られ、各県及び委員会に対し、コイの持ち出しの禁止等の通知を出している状況があり、その方策の一つに委員会指示を活用するなどして徹底するようにとの経緯がございました。

これを受けまして、本県としましても指示の目的のまん延防止等を図るために、まず予防措置として放流等の制限をかけ、次に発症した場合の措置として持ち出し禁止の制限をかけるという2つの状況を考慮しております。

この(2)放流等の制限においては、アの部分で放流する際には安全であることを求めており、一方、イの部分については、行為の上では委員がおっしゃるとおり放流も遺棄も区別がつかないかもしれませんが、その意識を問題にし、区別しており、表現を変え広く受け取れる必要があるという理由からとなっております。

例えば、飼育していたコイが弱っているのを河川に捨てた場合、放流とは認められません。このような状況も踏まえまして、生死に関係なく遺棄行為は認めないということです。

現在、農林水産省のホームページで掲載しているコイヘルペスウイルス病に関する情報のリーフレットがございましたので、御参考にご覧いただけたらと思います。説明は以上でございます。

議長

追加の説明がありました。何かございますか、よろしいですか。

安藤委員

要は分かりやすく言えば、弱ったコイを放すのは放流行為ではなく、それはあくまでも遺棄だということで両方書いているということによろしいですね。分かりました。

議長

他にないようでしたら、了承ということにしたいと思います。

続きまして、その他の「令和4年度県水産課予算の概要について」を議題といたしますので、水産課から説明をお願いします。

水) 田島GL

【資料3に基づき説明】

議長

ただいま水産課の説明がありましたが、何か御質問等がありましたら、お願いします。

津谷委員

5ページ目の9の(4)アの内水面生態系復元研究費というのがありますが、これは具体的にどのような事業になるのでしょうか。

水) 田島GL

ミヤコタナゴですとか、希少魚を保護する関係の取組になります。内水面試験場の方で希少魚等、再生産しまして、種苗として保存しているというような事業になっております。それで、生態系復元する中で環境に戻していくというような部分も含めましての取組を行っているところです。

津谷委員

8ページ目の14の大規模外洋養殖事業導入検討費は、これはなくなっているのですが、令和4年度ではこの事業はなくなったのでしょうか。

水) 田島GL

2年間、県が主体となりまして、水産関係者や養殖事業者ですとか、設備事業者、あるいは観光事業者、金融機関等を含めまして、検討会を開催しておりまして、2年間検討を行ってきたのですが、今年度以降はその間の検討を引き継ぎまして、民間の事業者主体の検討に入っていくということで、県の事業としては落ち事業というかたちで記載してございます。

津谷委員

そうすると、この事業自体がなくなったという、要するに計画がなくなってしまったというわけではなくて、主体が変わったということなのですか。

水) 田島GL

そうです。検討の主体が今度は民間の方に移るということで、県の予算上の計上がなくなったということになります。

議長

よろしいですか。

他に何かございますか。

長塚委員

6ページの下から2行目の酒匂川アユ漁期延長調査というのがありますが、今、確か10月15日まででしたか。

篠本委員 14日です。

長塚委員 14日ですか。これ、いつぐらいまで長くする予定なのでしょうか。調査してからなのでしょうか。

水) 井塚GL 酒匂川とは書いてあるのですが、全県的に漁期を延長できないかなというところで考えており、今のところ組合さん、業界から要望があるのは、2週間、10月末まで漁期を延長できないのかなという要望はいただいております。ですから、もしその漁期を延長した場合、資源に影響を与えないだろうか、その辺りの確認調査を今進めているというところがございます。

長塚委員 分かりました。

議長 他にございますか。

安藤委員 5ページの下の方で、エの漁場環境保全調査費が落ち事業になっていますが、これは何でしょうか。

石黒担当課長 漁場環境保全調査費ですが、これは相模湾試験場がかつて平成22年に酒匂川の濁水等の影響がありましたが、河口域の底質とか、あとは岩礁域の浮泥の状況とかそういったものを酒匂川河口だけではなく、相模川など西の方です、湯河原町も含めて湾内の主要河川の河口域の環境をずっとやってきたもので、ある程度定常の状況、底質環境の状況が落ち着いてきたということで、一旦この事業は止めて終わりにするというところで落ち事業になっています。

安藤委員 そうすると、一応これまでやってきた事業の取りまとめの結果報告というのは出ているのですか。

石黒担当課長 相模湾試験場の方でいわゆるこれだけの報告書というかたちでは出ておりませんが、毎年データは事業概要というかたちで報告されています。数値が安定化してきているので、また、もし何かイベントがあれば、そういったときに改めて調査をするというような状況です。

安藤委員 もう1点、6ページの一番下ですが、相模湾アユ海洋生活期調査について、これをもう少し具体的に教えていただけますか。

水) 井塚GL これは内水面試験場で確か、国といいますか、中央水産研究所と一緒にやっている研究でございまして、要はアユが川で生まれて下って、それで海に出た後、そのアユがどこで成長しているのかなということがなかなか昔から調査しても分からない、ブラックボックスになっていたわけですね。ですから、その翌年に遡上してくるアユをたくさん確保するためには、その海の環境として、どこが一番重要なのか、守るべきところはどこなのかというところを波打ち際のアユを捕ったり、あと船も使うかもしれませんが、アユをサ

ンプリングしたりして、海に下った後、どこでアユは生活しているのかを明らかにして、今まで分からなかったブラックボックスについて調べていく。それによって資源を守るためにはどうすればよいのかというようなものに役立てていくというような調査になっております。

議長

これは中央水産研究所と何県かで、共同でやるのですか。

水) 井塚G L

これはそうです。他県で言えば、少し遠いところ東北か、どこかも一緒にやっているかもしれませんが、そこは定かではありませんが、本県はそこに参加しています。

議長

全国内水面漁場管理委員会連合会で国に要望していた事項が実現したということですかね。

水) 井塚G L

はい、そうですね。

石黒担当課長

今の件を補足します。御要望があって中央水研が中心になって取り組んでおり、そもそも日本海の方の河川が特にアユの遡上が悪いということで、そちらの状況を調査すると。それに併せて、やはりその調査機関が横浜にあります中央水研ということで、フィールドとして近い場所として神奈川県が選ばれて一緒になって調査をするということで始めたものになります。

安藤委員

これはあくまでも内水面試験場単独のもので、県内では相模湾試験場とか、水産技術センターは絡まないということでしょうか。

石黒担当課長

はい。

水) 井塚G L

そうですね。内水面試験場が検討していると思います。

安藤委員

そうすると、船も技術センター関係の船ではなくて、漁船の借り上げというような対応がされている。

水) 井塚G L

実際、傭船（ようせん）して使っているかどうか申し上げられません。ちょっと今、分わからないのですが、とにかく波打ち際でネットを引く調査等をやっているということは聞いております。

水) 田島G L

恐らくですね、しらす曳き網の船を傭船するようなかたちでの調査になるかと思えます。

議長

よろしいですか。

安藤委員

あと1点、全体に関してですが、最初の方で御説明があったと思いますが、コロナウイルス関連で漁業者の減収に対して、いろいろな手当をやっていくということで、御説明があったと思いますが、少し分からないのですが、内水面の方はここ2年コロナ関連で遊漁料が減って困っているというようなことは数字として現実にはあるのでしょうか。

議長

どなたか答えられる人いますか。

もし分かれば、副会長どうでしょうか。

篠本委員 酒匂川漁協の方では、やはり減っていますので、当初1年目にもう既に国の給付金をいただきました。そういう状況です。

ここへきてポツポツ、いわゆる県外の人からこういう状況下だが、釣りに行っていいですかという問合せが段々増えてきたことは事実です。以上です。

安藤委員 今の国の給付金というお話がありましたが、これは先ほどおっしゃっていた県の事業の中で、その内水面の各組合の経営に関しての補助というのは何か考えていらっしゃるのでしょうか。

石黒担当課長 県の方で、このコロナに関しての経営状況の悪化とか、そういうものに対しての補助等については今のところ考えておりません。ただ、コロナにかかわらず、内水面漁業、特に遊漁者の減少とか、そういった課題がございますので、そういったことに関して、どういった内水面の振興策ができるのか、そういったものを漁業協同組合さんと一緒にいろいろ考えていきたいと、今年度そういったものを含めて考えていきたいというように考えております。

安藤委員 分かりました。結局、今の制度の中で漁業協同組合さん、内水面漁協さんの存立というのがもう制度の根幹に関わる問題なので、もし何かあれば、是非そういう手当等をよろしくお願ひしたいなと思います。以上です。

議長 他に何かございますか。

ないようでしたら、水産課からの説明を了承するということにしたいと思います。

議長 次にその他のその他ですが、委員の皆さんから何かありましたら、御発言など、よろしいですか。

水産課、事務局で何かありますか。

それでは本日の委員会はこれで閉会いたします。